

入札説明書

令和7年5月19日

青森県GIGAスクール推進協議会事務局
入札担当（青森県教育庁学校施設課財務グループ）

1 入札に付する事項

（1）調達案件名称

学習者用コンピュータ等（iPad）共同調達

（2）調達案件の仕様

別添「学習者用コンピュータ等（iPad）共同調達仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）納入場所及び調達予定台数

仕様書別紙2「納入先及び数量一覧（iPad）」のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（2）8の入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に仕様書記載の参加自治体から指名停止及び指名除外の措置を受けていない者であること。

（3）平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1号の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

（4）平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

（5）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

（6）次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務

として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

イ 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められる者

ウ 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 暴力団員と交際していると認められる者

（7）過去2年以内に国、地方公共団体と情報端末等の調達及び保守契約を1回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している者であること。

（8）入札の参加を希望する者は7の入札参加資格確認申請書に（7）の事項を証する書類を添付し、青森県GIGAスクール推進協議会事務局に提出すること。開札日までにおいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

3 入札に参加することができない者

2に定める資格を有しない者

4 守秘義務等

この入札説明書等の交付を受けた者は、本協議会から提供を受けた文書、資料等のすべてについて守秘義務を負い、第三者に漏らしてはならない。また、本協議会から提供を受けた資料等を本件の調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進及び広報等を含む。）に使用してはならない。

5 入札保証金

入札保証金については、不要とする。

6 本件入札に関する事務を担当する部局の名称

青森県GIGAスクール推進協議会事務局（以下「事務局」という。）

〒030-8540

青森市長島1丁目1番1号 青森県庁西棟6階

担当 青森県教育庁学校施設課財務グループ

電話番号 017-734-9873

電子メール shisetsu-zaimu@pref.aomori.lg.jp

7 入札手続及び調達案件の仕様等に関する質問及び回答

- (1) 質問の受付期間は公告の日から令和7年5月23日(金)午後5時までとする。
- (2) 入札手続及び調達案件の仕様等に関する質問は、原則として様式1「学習者用コンピュータ等共同調達(iPad)仕様書等質問・回答書」を用い、6に記載した事務局宛てに電子メールにより行うものとする。
- (3) 質問に対する回答は、青森県教育庁学校施設課ホームページに掲載する。

8 入札参加資格確認申請

- (1) 入札参加資格確認申請書の提出期限
令和7年5月30日(金)午後5時
- (2) 申請は様式2「入札参加資格確認申請書」によるものとし、様式に記載の添付書類を添付すること。
- (3) 提出方法は6に記載した事務局まで直接持参、又は郵送のこと。郵送の場合は期限まで必着のこと。
なお、入札参加資格の確認結果は令和7年6月9日(月)に入札参加資格確認書に記載の電子メールアドレス宛てに電子メールにより通知する。

9 入開札に関する事項

- (1) 入札日時及び場所
令和7年6月16日(月)午前11時
青森県青森市長島1丁目1番1号
青森県庁西棟6階学校施設課入札室
- (2) 入札書は様式3によるものとする。
- (3) 入札額は、コンピュータ1台当たりの単価とすること。
- (4) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒に入札者の「法人名等」、「入札日」及び「入札件名」を記載の上、提出すること。
なお、代理人が入札書を提出する場合は、様式4により委任状を提出すること。
- (5) 入札書は、直接持参するものとする。
- (6) 入札者又はその代理人は、入札の場所に入場しようとするときは、入札執行者に身分証明書等を提示しなければならない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札に際し使用する認印を持参しなければならない。
- (8) 入札方法
入札の方法は、一般競争入札とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の

入札がないときは、出席している入札者又はその代理人の立ち会いのもと、引き続き 2 回目及び 3 回目の入札を行う。

10 入札の無効

次の入札は無効とする。また、9 により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 入札において記名押印又は訂正印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札完了までに、入札者より錯誤等により入札した旨の申し出のあった入札
- (8) 同一の入札について、他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定方法

- (1) 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者として決定する。
- (2) 落札決定となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 契約事項

落札者は、落札価格をもって、仕様書別紙 2「納入先及び数量一覧」に基づき参加自治体と契約を締結するものとする。

なお、当該契約が、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び参加自治体の条例に規定する議会の議決に付すべき規定に該当する場合には、当該団体の議会の議決を得たときに契約が成立するため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

また、リースによる調達を希望する参加自治体においては、本入札の執行後、それぞれにおいてリース事業者の選定（リース料率の決定）を行う。落札者は、当該参加自治体が選定したリース事業者に端末を販売すること。

13 その他

- (1) 入札執行者は、入札前において、天災地変その他やむを得ない事情が生じたときは、入札の執行を延期し、又は中止することができる。
- (2) 入札執行者は、入札に参加しようとする者が不穏な行動を取る等の場合において、入札を公正に執行することができないと判断するときは、当該入札に参加しようとする者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。
- (3) 入札に参加しようとする者又はその代理人が所定の時刻までに入札会場に入場できない場合は、失格したものとする。
- (4) 入札者は、入札後においては、仕様書等についての不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることができないものとする。
- (5) 落札者は、仕様書別紙1「機器仕様詳細書」に記載されている以外のもの（物品、ソフトウェア、サービス等）で、パッケージとして無償で提供可能なものがあれば、一覧表（電子データ）として、落札後速やかに事務局に提出すること。
なお、一覧表に記載のもので参加自治体との契約締結時に付加したものは、一覧表（電子データ）として、参加自治体と契約締結後に事務局に提出すること。
- (6) 落札者は、直ちに参加自治体の指示に従い、契約の事務手続を進めることに協力すること。
- (7) 当該入札による契約は、契約書に双方がともに押印したときに確定されるものであること。

14 参考資料

- (1) 仕様書
- (2) 質問・回答書（様式1）
- (3) 入札参加資格確認申請書（様式2）
- (4) 入札書（様式3）
- (5) 委任状（様式4）

令和7年度学習者用コンピュータ等（iPad）共同調達 仕様書

1 概要

文部科学省が掲げるGIGAスクール構想実現のために公立小学校及び中学校に整備する学習者用コンピュータ等について、共同調達会議体である「青森県GIGAスクール推進協議会」において、共同調達を行うものである。

2 調達機器及び仕様

別紙1「機器仕様詳細書（iPad）」のとおり。

3 仕様要件

- （1）別紙1「機器仕様詳細書（iPad）」の条件を満たすこと。
- （2）別紙1「機器仕様詳細書（iPad）」に記載されている事項以外で、パッケージとして無償で提供可能なものがあれば、契約の事務手続を行う際に、各参加自治体に提示の上、各参加自治体の求めに応じて契約に付加すること。
なお、無償で提供可能なものは、項目ごとに各参加自治体が採否を選択できるものとする。

4 納入条件

- （1）納入する機器は、製造から1年以内の新品かつ市販されているものとし、改造カスタマイズは不可とする。
- （2）OS及びアプリケーションは、納入する時点で最新版のものとする。
- （3）納入時に契約物品の後継モデル若しくは後継バージョンが発売された場合で、やむを得ない場合は、契約物品を後継モデル又は後継バージョンへ変更することを可能とする。ただし、契約金額に変更のないことを条件とし、各参加自治体との協議を経るものとする。
- （4）物品の納入に当たっては、各参加自治体の指示に従い納入すること。
- （5）納入場所までの輸送費用及び輸送に係る物品の保険費用は、受注者が負担すること。
- （6）納品完了後、各参加自治体の検収を受けるものとする。
- （7）納入完了後、必要に応じて操作説明を求める事があるので、留意すること。
- （8）受注者は検収後、1年以内において納入物品の設計・材料・製造等に起因する不具合が生じたときは、修理又は交換する責を負うものとし、その費用は受注者が負担するものとする。
機器修理対応に関する依頼がある場合は、平日（土、日、祝日及び年末年始を除く）午前9時から午後5時までに対応すること。

5 各参加自治体及び納入先、納入個数

各参加自治体：平内町、外ヶ浜町、板柳町、鶴田町、十和田市、三沢市、野辺地町、横浜町
以上8自治体。

納入先及び納入個数は、別紙2「納入先及び数量一覧（iPad）」によるものとする。

6 納入期限

令和8年3月31日までの間で、各参加自治体が指定する日とする。

なお、公告時点で各参加自治体が予定している納入期限は、別紙2「納入先及び数量一覧(iPad)」によるものとする。

納入日は、契約締結後に各参加自治体と協議の上、決定すること。特に納入に当たって、設置については、各参加自治体にスケジュール表を事前に提出の上、日程を調整すること。

なお、教室への設置を要する場合は、授業に支障のない日程で行うなど、各参加自治体と協議の上実施すること。

7 契約

契約は落札者と各参加自治体が締結するものとする。

落札者は、落札価格をもって別紙2に基づき、参加自治体と契約を締結するものとする。

なお、当該契約が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び参加団体の条例に規定する議会の議決に付すべき規定に該当する場合には、当該団体の議会の議決を得たときに契約が成立するため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

また、リースによる調達を希望する参加自治体においては、本入札の執行後、それぞれにおいてリース事業者の選定（リース料率の決定）を行う。落札者は、当該参加自治体が選定したリース事業者に端末を販売すること。

機器仕様詳細書（iPad）（案）

1 日本国内の一般市場で多数流通し、保守体制の確立されているものを選択すること。

2 項目ごとの仕様は、次のとおりであること。

（1）端末本体（iPad 第 10 世代以上）

項 目	仕 様
OS	iPad OS18 以上
CPU	A14 Bionic チップと同等以上 6 コア CPU
ストレージ	128GB 以上
メモリ	－
画面	10 インチ以上であること。
	Multi-Touch ディスプレイ対応であること。
無線	Wi-Fi6、IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax 以上に対応していること。
	Bluetooth を有していること。
周辺機器	ハードウェアキーボード付きカバーを付属すること。 ※日本語 JIS キーボードとする。 ※接続方式が Smart Connector のものが望ましいが、価格を勘案し、別物があればそれを示すこと。ただし、Bluetooth 接続のものを除く。 ※スタンド機能を有すること。 ※タッチペン収納スペースを有していること。 ※落下、衝撃、温度変化等に対応する堅牢性が確保されていること。 ※メーカーによる無償保証期間が 1 年以上であること。
	タッチペンを付属すること。 ※タッチペンは、ハードウェアキーボード付きカバーに収納できるものであること。
カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラを有していること。
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子を 1 つ以上有していること。 ※マイク・ヘッドフォン端子がコネクタと共用になっている場合は分配等アダプタ（DAC 搭載）で対応。
外部接続端子	USB2.0 以上 Type-C PD（Power Delivery）に対応したポートを 1 つ以上有していること。
バッテリー稼働時間	8 時間以上
重さ	1.5kg 程度を超えないこと（本体及びハードウェアキーボード付きカバーを含む）。
端末管理機能（MDM）	ネットワークを介して行うための端末管理機能（MDM）ソフトウェアを必要数用意すること。

	※端末管理機能（MDM）はmobiconnect とすること。
	端末管理機能（MDM）には、以下の機能を有していること。 ・ 端末の機能制御設定 ・ 端末が利用する App/Book の配信 ・ 接続先ネットワークの制御 ・ 紛失・盗難時のセキュリティ設定（強制ロック、強制ワイプ等）
その他	1 端末を適切に運用するための以下の機能を有していること。 （１） 端末の稼働状況を把握できる機能 （２） 適切なセキュリティ対策としての以下の機能 ・ マルウェアから端末を保護する機能 ・ ストレージにデータを暗号化して保存する機能（必要に応じて利用可能であること）
	2 OS メーカー（端末の OS と異なるものでも可）が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして整備すること。 ※学習用ツールについては、発注者と協議して導入できること。 （例：Microsoft 365、GoogleWorkspace for Education Fundamentals、Apple 製アプリケーション等）

（２） 設置・据え付け

設定作業 1	・ 開梱すること。 ・ 端末管理番号等を印字したラベルシールを端末に貼り付けること。 ※端末管理番号等の形式や添付位置等は、別途発注者に確認すること。 ・ 指定された端末管理番号、端末シリアル番号等をリスト化の上で、発注者に提供すること。 ・ 梱包材の撤去を行うこと。
--------	--

（３） 設置・据え付け

設定作業 2	端末側のキッティング作業を実施するための端末管理機能（MDM）の準備作業として、以下の内容を実施すること。 ・ ログインアカウント設定 ・ 新規端末の情報登録 ・ 端末が利用するソフトウェアの配信設定 ※MAC アドレスをリスト化の上で、発注者に提供すること。
--------	--

	端末側のキッティング作業として、以下の内容を実施すること。 ・ 端末の機能制御設定 ・ 端末が利用する App/Book の配信設定 ・ 接続先のネットワーク制御設定 ・ 紛失・盗難時のセキュリティ設定
	必要に応じて既設の充電保管庫へ端末の収納及び同梱されている充電ケーブルを配線し、端末と充電ケーブルの接続を行うこと。

3 メーカーによる保証及び保守

- (1) メーカー既定の標準保証（無償）が1年以上付与されること。
- (2) メーカーによる信頼できる保守サービス体制が日本国内に整備されており、無償保証期間中に不具合や故障等が発生した場合には、オンサイト方式、メーカー又は販売事業者による引取方式のいずれかの方式により、速やかに対応可能であること。
- (3) 無償保証期間満了後において、オンサイト方式、センドバック方式、メーカー又は販売事業者による引取方式のいずれかの方式により対応が可能な体制が整備されていること。
- (4) アフターサービス・メンテナンス体制が整備されていること。また当該連絡体制図を提出すること。
- (5) 保守サポート期間及び部品等の供給可能年数が、納品後5年以上あること。
- (6) 「性能・機能要件」において指定している基準、性能及び機能並びに上記の保守サポート期間については、一般に流通する製品販売カタログに明記されているものであること。ただし、製品販売カタログに明記されていないものであっても、メーカーが作成した証明書、保証書等を販売事業者との連名により提出した場合には、この限りではない。
- (7) 上記証明に使用する製品販売カタログ及びメーカーによる証明書類は、入札参加資格申請時に該当記載箇所を明示した上で提出すること。なお、いずれの書類も日本語により記載されたものとし、日本語以外により記載されている場合には、日本語訳を付すこと。

4 その他

- (1) 端末を安全かつ効率的に利用するため、受注者は以下に登録されていること。
 - ・ Apple Distribution Partner Program
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義のある事項については、契約の前に、受注者と発注者が双方協議の上で定めるものとする。
- (3) 調達物品を納入するに当たっては、あらかじめ発注者と日程等を調整の上で行うこと。

納入先及び数量一覧 (iPad)

○平内町

【担当：平内町教育委員会（笹森 主査） 017-755-2565】

	納入場所 (学校名)	郵便番号	住所	電話番号	調達台数			納入期限 (調達方法)
					学習者用（予備機含む）	指導者用	計	
1	平内町教育委員会	039-3321	平内町小湊字下槻 1 2 の 1	017-755-2565	615	0	615	令和7年9月30日 (購入)
				計	615	0	615	

○外ヶ浜町

【担当：外ヶ浜町教育委員会（長尾 班長） 0174-31-1234】

	納入場所 (学校名)	郵便番号	住所	電話番号	調達台数			納入期限 (調達方法)
					学習者用（予備機含む）	指導者用	計	
1	外ヶ浜町立蟹田中学校	030-1303	外ヶ浜町字蟹田田ノ沢 7 8	0174-22-2061	57	13	70	令和8年3月31日 (購入)
2	外ヶ浜町立三厩中学校	030-1729	外ヶ浜町字三厩下平 5 の 1	0174-37-2042	11	10	21	
				計	68	23	91	

○板柳町

【担当：板柳町教育委員会（小野 課長補佐） 0172-40-0567】

	納入場所 (学校名)	郵便番号	住所	電話番号	調達台数			納入期限 (調達方法)
					学習者用（予備機含む）	指導者用	計	
1	板柳中学校	038-3684	板柳町三千石字五十嵐 1 0 3	0172-73-3105	280	25	305	令和7年12月26日 (購入)
				計	280	25	305	

○鶴田町

【担当：鶴田町教育委員会（宮本 課長補佐） 0173-22-2111】

	納入場所 (学校名)	郵便番号	住所	電話番号	調達台数			納入期限 (調達方法)
					学習者用（予 備機含む）	指導者用	計	
1	鶴田町立鶴田中学校	038-3503	鶴田町鶴田字渡舟 8 0 の 1	0173-22-3233	273	20	293	令和7年12月26日 (購入)
				計	273	20	293	

○十和田市

【担当：十和田市教育委員会（竹内 主事） 0176-58-0195】

	納入場所 (学校名)	郵便番号	住所	電話番号	調達台数			納入期限 (調達方法)
					学習者用（予 備機含む）	指導者用	計	
1	三本木中学校	034-0081	十和田市西十三番町 5 の 2 4	0176-23-3595	445	0	445	令和7年9月30日 (リース)
2	十和田中学校	034-0035	十和田市東十六番町 2 7 の 1	0176-23-3727	266	0	266	
3	切田中学校	034-0061	十和田市切田字平林 3 8 7	0176-23-2583	30	0	30	
4	大深内中学校	034-0107	十和田市洞内字千刈田 2 4 の 6	0176-27-2801	39	0	39	
5	甲東中学校	034-0106	十和田市深持字南平 3 3 0	0176-23-2907	241	0	241	
6	四和中学校	034-0212	十和田市米田字高谷 1 4 0	0176-28-2230	37	0	37	
7	東中学校	034-0015	十和田市東二十二番町 2 9 の 1	0176-22-4488	315	0	315	
8	第一中学校	034-0302	十和田市沢田字下洗 5 3 の 3	0176-58-0605	57	0	57	
9	十和田湖中学校	018-5501	十和田市奥瀬字十和田湖畔字樽部 4 2 0	0176-75-2350	5	0	5	
10	十和田市教育委員会	034-8615	十和田市西十二番町 6 の 1	0176-58-0181	18	0	18	
				計	1,453	0	1,453	

○三沢市

【担当：三沢市教育委員会（西村 課長補佐） 0176-53-5111】

	納入場所 (学校名)	郵便番号	住所	電話番号	調達台数			納入期限 (調達方法)
					学習者用（予備機含む）	指導者用	計	
1	古間木小学校	033-0051	三沢市古間木一丁目 1 5 2 の 1 3 9	0176-53-3901	126	8	134	令和8年3月31日 (購入)
2	上久保小学校	033-0041	三沢市大町一丁目 3 の 9	0176-53-3903	315	17	332	
3	木崎野小学校	033-0034	三沢市東町四丁目 2	0176-53-8688	540	23	563	
4	岡三沢小学校	033-0021	三沢市岡三沢三丁目 1 の 1	0176-53-3902	562	22	584	
5	三沢小学校	033-0022	三沢市大字三沢字園沢 9 3 の 2	0176-54-2502	441	19	460	
6	おおぞら小学校	033-0022	三沢市大字三沢字庭構 1 0 8 4 の 3 3	0176-50-8020	101	8	109	
7	第一中学校	033-0037	三沢市松園町 2 丁目 1 の 3 4	0176-53-3904	289	19	308	
8	第二中学校	033-0022	三沢市大字三沢字園沢 9 7 の 2	0176-54-2702	223	14	237	
9	第三中学校	033-0022	三沢市大字三沢字庭構 1 0 8 4 の 3 3	0176-59-3333	47	7	54	
10	第五中学校	033-0044	三沢市字古間木山 1 4 1 の 1 1 1	0176-53-2402	148	10	158	
11	堀口中学校	033-0022	三沢市大字三沢字堀口 9 4 の 1 4 3	0176-52-4080	394	21	415	
				計	3,186	168	3,354	

○野辺地町

【担当：野辺地町教育委員会（柴崎 総括主査） 0175-64-2119】

	納入場所 (学校名)	郵便番号	住所	電話番号	調達台数			納入期限 (調達方法)
					学習者用（予備機含む）	指導者用	計	
1	野辺地小学校	039-3118	野辺地町字寺ノ沢 4 2 の 4	0175-64-2271	205	22	227	令和7年12月26日 (購入)
2	若葉小学校	039-3111	野辺地町字石神裏 1 6	0175-64-0817	204	20	224	
3	野辺地中学校	039-3101	野辺地町字浜掛 1 1 の 5	0175-64-2225	256	24	280	
				計	665	66	731	

○横浜町

【担当：横浜町教育委員会（二ツ森 総括主査） 0175-78-6622】

	納入場所 (学校名)	郵便番号	住所	電話番号	調達台数			納入期限 (調達方法)
					学習者用（予 備機含む）	指導者用	計	
1	横浜小学校	039-4135	横浜町字林ノ後 3 2 の 1	0175-73-7337	22	0	22	7年度中ならいつで もよい (購入)
2	横浜中学校	039-4142	横浜町字上イタヤノ木 9 1 の 1 7	0175-76-1610	30	0	30	
				計	52	0	52	

【台数合計】	学習者用（予 備機含む）	指導者用	計
	6,592	302	6,894